

# 第13回 定時株主総会 招集ご通知

【日時】 平成27年6月25日（木曜日）  
午前10時（午前9時開場予定）

【場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間  
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）



**JFE**

ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社

## 目次

● 第13回定時株主総会 招集ご通知	… 1
● 電磁的方法（インターネット等） による議決権行使のご案内	… 3
● 株主総会参考書類 議案および参考事項	… 4
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 役員賞与支給の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役5名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
第6号議案 当社株式の大規模な買付 行為に関する対応方針継 続の件	
〈株主提案〉	
第7号議案 取締役解任の件	
【提供書面】	
● 事業報告	… 26
● 連結計算書類	… 52
● 計算書類	… 57
● 監査報告書	… 59

平成27年6月3日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
**ジェイエフイーホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 林田 英治

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



### 〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、  
**平成27年6月24日（水曜日）17時30分まで**  
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



### 〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記3頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」に従って、  
**平成27年6月24日（水曜日）24時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 1. 日時** 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時開場予定）
- 2. 場所** 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
**帝国ホテル 本館2階 孔雀の間**  
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項 1.** 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.** 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### 〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 役員賞与支給の件  
**第3号議案** 定款一部変更の件  
**第4号議案** 取締役5名選任の件  
**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件  
**第6号議案** 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

##### 〈株主提案（第7号議案）〉

- 第7号議案** 取締役解任の件

### 4. 招集にあたってのその他決定事項

- (1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。
- (2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合には限られておりますので、ご了承ください。
- ◎「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款の定めにより、当社ホームページ（アドレス<http://www.jfe-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、提供書面には含まれておりません。
- ◎株主総会参考書類および提供書面に修正すべき事項が生じた場合には、法令の定めにより、修正後の事項を当社ホームページ（アドレス<http://www.jfe-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

# 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は**平成27年6月24日（水曜日）24時**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行なわれたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もあります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

## 【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

## 議案および参考事項

### 〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期末の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金40円 総額23,080,371,280円  
なお、昨年11月に中間配当として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金60円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成27年6月26日

#### 第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名のうち4名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案し、各々取締役賞与金総額32,600千円（うち社外取締役分4,240千円）、監査役賞与金総額9,560千円を支給することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになりました。これに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社現行定款第30条(取締役の責任免除)第2項および第41条(監査役の責任免除)第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、当社定款第30条第2項の変更を議案として株主総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 } 第29条  (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第19条 } 第29条  (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第31条 } 第40条  (監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第31条 } 第40条  (監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第4号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 候補者番号 1 林田英治（はやしだ えいじ）

再任



#### 生年月日

昭和25年7月6日生

#### 所有する当社株式の数

38,400株

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和48年 4月 川崎製鉄株式会社入社  
 平成14年 9月 当社常務執行役員  
 平成17年 4月 当社専務執行役員  
 平成20年 6月 当社代表取締役専務執行役員  
 平成21年 3月 当社取締役  
 平成21年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役副社長  
 平成21年 6月 当社取締役退任  
 平成22年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長  
 平成22年 6月 当社代表取締役  
 平成27年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長退任  
 当社代表取締役社長（現任）

#### (重要な兼職の状況)

公益財団法人JFE21世紀財団理事長

#### (執行役員の方担)

CEO(最高経営責任者)

(注) 候補者林田英治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2** 柿木厚司 (かきぎ こうじ)

新任



生年月日

昭和28年5月3日生

所有する当社株式の数

12,500株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和52年 4月 川崎製鉄株式会社入社  
平成19年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員  
平成22年 4月 同社専務執行役員  
平成24年 4月 同社代表取締役副社長  
平成27年 4月 同社代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

JFEスチール株式会社代表取締役社長

(注) 候補者柿木厚司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **3** 岡田伸一 (おかだ しんいち)

再任



生年月日

昭和28年3月15日生

所有する当社株式の数

14,678株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和50年 4月 日本鋼管株式会社入社  
平成17年 4月 当社常務執行役員  
平成20年 4月 当社専務執行役員  
平成23年 4月 JFEエンジニアリング株式会社取締役 (現任)  
平成24年 4月 当社執行役員副社長 (現任)  
平成24年 6月 当社代表取締役 (現任)  
平成24年 10月 JFE商事株式会社取締役 (現任)  
平成26年 4月 JFEスチール株式会社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

JFEスチール株式会社取締役  
JFEエンジニアリング株式会社取締役  
JFE商事株式会社取締役  
公益財団法人JFE21世紀財団専務理事

(執行役員の分担)

総務部、IR部および財務部の統括、企画部の担当

(注) 候補者岡田伸一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **4** **前田正史** (まえだ まさふみ)

再任

社外

独立役員

**略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況**

平成8年11月 東京大学生産技術研究所教授（現任）  
平成17年4月 同大学生産技術研究所長  
平成21年4月 同大学理事・副学長  
平成23年6月 当社取締役（現任）

**(重要な兼職の状況)**

東京大学生産技術研究所教授

**生年月日**

昭和27年9月22日生

**所有する当社株式の数**

5,400株

**社外取締役就任年数**

4年（本総会最終時）

- (注) 1. 候補者前田正史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
  3. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
  4. 同氏は、長年にわたり循環材料学および材料熱力学等に関する研究を通じて、金属材料について深い学識を有しております。また、東京大学理事として大学経営に参画され、組織運営に関する豊富な経験を有しております。当社におきましては、同氏が社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、こうした同氏の深い知見、高い見識に加え、4年間の当社社外取締役としての実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しいと判断したものであります。

候補者番号 **5** **吉田政雄** (よしだ まさお)

新任

社外

独立役員



生年月日

昭和24年2月5日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年 4月 古河電気工業株式会社入社  
 平成18年 6月 同社専務取締役兼執行役員専務  
 平成20年 6月 同社代表取締役社長  
 平成24年 4月 同社代表取締役会長 (現任)

(重要な兼職の状況)

古河電気工業株式会社 代表取締役会長  
 古河機械金属株式会社 社外取締役

(注) 1. 候補者吉田政雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 同氏が社外取締役に就任された場合、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
4. 同氏は、古河電気工業株式会社において長年経営者として活躍され、銅を始めとする幅広い素材技術を核とした事業経営に関して新規事業の開拓、および事業の再編やグローバル展開を推進されるなど製造業の経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識から、同氏がガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しいと判断したものであります。
5. 同氏が代表取締役会長を務めている古河電気工業株式会社は、同氏の在任期間中である平成22年5月に光ファイバーケーブルおよび同関連製品に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係るカルテルに関し、平成23年9月に米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続きにおいて罰金の支払いが確定しました。日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が平成24年1月に出され、同社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されたほか、平成25年4月には、カナダ当局より罰金を課す決定を受け、平成25年7月には、同社および同社子会社の古河AS株式会社が欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。また、同社は平成25年12月には東京電力株式会社が発注する架空送電工事について、平成26年1月には関西電力株式会社が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成26年4月には、電力ケーブル事業に関し競争法違反行為があったとして、欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。なお、本決定に対して、同社は制裁金の取消しまたは減額を求め欧州普通裁判所へ提訴しています。また、同社は平成26年8月には自動車部品取引に係るカルテルに関し、中国で同国独占禁止法違反により制裁金を課す決定を受けました。なお、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続きの制定・改善や、法令遵守教育の徹底ならびに内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策に注力しております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案については監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

## 佐長 功 (さいき いさお)

再任

社外



### 生年月日

昭和36年8月11日生

### 所有する当社株式の数

0株

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

平成元年 4月 弁護士登録  
平成元年 4月 銀座法律事務所（現 阿部・井窪・片山法律事務所）入所  
平成10年 1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任）  
平成26年 4月 当社監査役

### (重要な兼職の状況)

阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 候補者佐長功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、平成26年4月17日付で当社社外監査役に就任いたしました。が、同年の当社総会終結の時をもって退任しております。
  3. 同氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
  4. 同氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しており、また当社を含め上場会社の社外監査役を務められた実績からも、独立した立場で大所高所からの観点をもって、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。  
また、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行いただけると判断しております。

## 第6号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本方針」という。）」の導入を決定し、同年およびその後の本方針の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本方針を継続してまいりました。本方針は、当社株式に関する大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響等について株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者および当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。本方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっており、その継続につきましては株主の皆様のご承認を得て行なうことといたしております。つきましては、本方針の趣旨にご賛同いただき、その継続につきご承認いただきたいと存じます。本議案につき本総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針の有効期限満了後、本方針の継続は行なわないことといたします。

なお、本方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行なう者を「大規模買付者」という。）に関する当社の対応方針を定めたものであり、その内容は下記のとおりであります。また、特別委員会は、取締役会で定める特別委員会規程（その概要は別紙1「特別委員会規程の概要」のとおり。）に従って運用され、本年6月3日現在の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。

### 記

#### 1. 本方針導入に関する基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買

付ルールの遵守を求めます。大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針であります。

なお、大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響、ならびに本方針に基づく対抗措置の発動について、取締役会判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、社外取締役等を中心とする特別委員会を設置いたしております。

## 2. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行なわれることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものであります。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりであります。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針および事業計画
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会は、大規模買付者による必要かつ十分な大規模買付情報の提供が完了したと認めた場合には、その旨を速やかに開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものいたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行なう場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりいたします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値および株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値および株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同

の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断したときは、3.(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。当社取締役会は、かかる判断に際して、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行ないます。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行なう場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得するなど会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行なうような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行なう場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される場合

(iv) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合

### (3) 特別委員会の設置

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものいたします。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものいたします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）

の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行ないます。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。なお、特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示するものいたします。

#### 4. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。対抗措置を発動した場合に、その発動に伴って当社株主の皆様がとる必要のある手続きとして、新株予約権の取得のためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日における最終の株主名簿に記載される必要があるほか、その発行方法によっては、所定の期間内に申込みをしていただく必要もあります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したなどの事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### 5. 本方針の有効期限

本総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期限は、本総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様といたします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、本方針はその時点で廃止されるものいたします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重して本方針を修正する場合があります。なお、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針の廃止または修正は、毎年の株主総会におい

て株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

注1：特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものといたします。

以 上

## 特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- ・ 特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- ・ 特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
  1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
  2. 本方針に基づく新株予約権の発行（無償割当を含む）または不発行
  3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
  4. 本方針の見直し・廃止
  5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- ・ 特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- ・ 特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。

(別紙2)

## 特別委員会委員の氏名および略歴

本年6月3日現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

芦田 昭充 (あしだ あきみつ)

株式会社商船三井 相談役

〔略歴〕

昭和18年4月10日生まれ

昭和42年 4月 大阪商船三井船舶株式会社 (現 株式会社商船三井) 入社

平成15年 6月 株式会社商船三井代表取締役副社長

平成16年 6月 同社代表取締役 社長執行役員

平成22年 6月 同社代表取締役 取締役会長 会長執行役員

当社社外取締役 (現任)

平成26年 6月 株式会社商船三井 相談役 (現任)

伊丹 敬之 (いたみ ひろゆき)

東京理科大学イノベーション研究科教授

〔略歴〕

昭和20年3月16日生まれ

昭和60年 4月 一橋大学商学部教授

平成 6年 4月 同大学商学部長

平成20年 4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科 (平成23年4月1日よりイノベーション研究科に名称変更) 教授 (現任)

平成20年10月 同大学同研究科研究科長

平成22年 6月 当社社外監査役 (現任)

〔主な兼職〕

文部科学省 国立大学法人評価委員会委員

株式会社商船三井 社外監査役

株式会社東芝 社外取締役

前田 正史（まえだ まさふみ）

東京大学 生産技術研究所教授

〔略歴〕

昭和27年 9月22日生まれ

平成 8年11月 東京大学生産技術研究所教授（現任）

平成17年 4月 同大学生産技術研究所長

平成21年 4月 同大学理事・副学長

平成23年 6月 当社社外取締役（現任）

〔主な兼職〕

日本学術会議 連携会員

一般社団法人資源・素材学会 代表理事会長

### 【ご参考】

上記のうち、芦田昭充氏は本年6月25日をもって特別委員会委員を退任する予定であり、後任の委員には吉田政雄氏が就任する予定であります。

吉田 政雄（よしだ まさお）

古河電気工業株式会社 代表取締役会長

〔略歴〕

昭和24年 2月5日生まれ

昭和47年 4月 古河電気工業株式会社 入社

平成18年 6月 同社専務取締役兼執行役員専務

平成20年 6月 同社代表取締役社長

平成24年 4月 同社代表取締役会長（現任）

〔主な兼職〕

古河機械金属株式会社 社外取締役

(別紙3)

## ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社新株予約権の要項

### I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### (1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行なうことがある。

#### (2) 割当対象株主

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### Ⅱ. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。但し、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、対象株式数に次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割または株式併合の比率

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」

という。)は、1円以上で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める金額とする。

### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

### (4) 新株予約権の行使の条件

1) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為を行なう者のうち、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いた者（以下「大規模買付者」という。）およびその関連者（以下、大規模買付者およびその関連者を併せて「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

①特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含む。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）をいう。

②議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、①の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。）、または(ii) 特定株主グループが、①の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

③ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
  - ②当社を支配する意図がなく上記1)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)に記載する要件に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)に記載する要件に該当しなくなったと当社取締役会が認めた者
  - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)
    - ①(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
    - ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当する旨当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたとき当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたとき当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii) その有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所または名古屋証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行なわないものとする。）によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i) および(ii) を充足しても米国証券法上適法に新株予

約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権者は、当社に対し、非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
  - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)項3)および4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
    - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記②ないし④)に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。)が提出されているか否か
    - ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
    - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
    - ④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (7) 当社による新株予約権の取得
- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
  - 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者および取得がなされる日までに当社所定の書式による書面(非適格者に該当せず、かつ、交付される株式を非適格者に該当する者のために保有しようとしている者ではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項の誓約を含む。)を提出しない者(但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)以外の者が有する新株予約権のうち当該当社

取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本2）前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。
- (9) 新株予約権証券の発行  
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 新株予約権の行使請求受付場所  
新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される行使請求受付場所
- (11) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関  
新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される払込取扱金融機関
- (12) 新株予約権者に対する通知等
- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
  - 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。
- (13) 法令の改正等による修正  
上記で引用する法令の規定は、平成27年6月3日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

## 〈株主提案（第7号議案）〉

第7号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

以下、議案の件名、議案の内容および提案の理由は、議案に番号を付したことを除き、提案株主から提案された原文のまま記載しております。

### 第7号議案 取締役解任の件

議案の内容

以下の取締役を解任する

取締役 林田英治

提案の理由

1. ブラジルのツバロン製鉄所の持分を売却したにも関わらず売却代金を新に投資することなく、無為に過ごした元川崎製鉄株式会社の社長らの権利義務を継承し、何ら異議を唱えなかった。かつ自らも新規投資につき展望を示さない。
2. 新日本製鉄株式会社との合併を模索することなく、時間を徒過した為先年住友金属株式会社との合併がなされ為合併の機会を喪失した。

取締役会の意見：第7号議案に反対いたします。

取締役林田英治氏は、取締役就任以来、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、当社の持続的な成長および企業価値の最大化に努めており、取締役として適任と考えております。従いまして、取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

## 【提供書面】

# ○ 第13期 事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

#### 【当期のグループ業績】

JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

当期のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響があったものの、企業業績の改善や雇用・所得環境の改善傾向が続くなど全体としては緩やかな回復基調となりました。輸出環境につきましては、円安の影響による改善はあるものの、中国をはじめとする新興国経済の減速傾向に加え、一部地域における地政学的リスク等もあり、世界経済は不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、JFEグループでは収益改善への取り組みを一層強化するとともに、土木・建築や造船を中心とした堅調な内需や海外ならびに環境・エネルギー分野等への対応に積極的に注力してまいりました結果、当期のグループ業績は、連結経常利益および連結当期純利益ともに、前期に比べ増益となりました。

事業会社各社におきましては、それぞれの事業の特性と環境に応じた活動を展開してまいりました。

#### <JFEスチール株式会社の業績>

JFEスチール株式会社は、生産につきましては、当期の連結粗鋼生産量は前期並みの3,104万トンとなりました。

売上高につきましては、為替レートの影響もあり、連結売上高は2兆8,738億円と前期に比べ増収となりました。損益につきましては、原料価格の下落に加え、収益改善に向けた継続した取り組み等により、当期の連結経常利益は1,885億円となり、前期に比べ増益となりました。

#### <JFEエンジニアリング株式会社の業績>

JFEエンジニアリング株式会社は、環境・エネルギーおよびインフラ構築プロジェクトを対象に、積極的な営業活動を展開いたしました。

この結果、当期の連結売上高は前期に比べ大幅に増加し、3,673億円となり、損益につきましては連結経常利益180億円となりました。

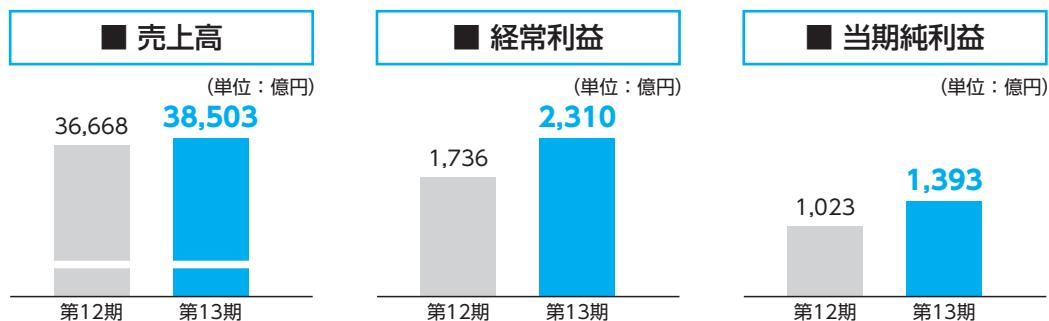
また、今後の売上の基礎となる、受注高につきましては過去最高の4,595億円となりました。

### <JFE商事株式会社の業績>

JFE商事株式会社は、国内においては、保有する加工・販売体制を活用した提案型営業活動により造船等製造業向けや建設関連向けの鋼材需要を捕捉してまいりました。また、海外においても、従来の輸出取引に加え米国・タイ等を中心に各地域固有のビジネスを積極的に展開してまいりました。その結果、連結売上高は1兆9,344億円、連結経常利益は246億円となり、前期に比べ増収・増益となりました。

### <当社連結決算の状況>

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結売上高は3兆8,503億円、連結営業利益は2,225億円、連結経常利益は2,310億円となり、前期に比べ増収・増益となりました。また、特別損益は43億円の損失となり、連結での税金等調整前当期純利益は2,266億円、連結当期純利益は1,393億円となりました。



### <当社単体の業績>

当社は、事業会社3社より計23億円を経営管理料として受け取りました。また事業会社3社およびジャパン マリンユナイテッド株式会社より受取配当金として計253億円を受領いたしました。その結果、当期の当社の営業利益は258億円、経常利益は258億円となりました。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としております。当期末の配当につきましては、連結当期純利益の水準を考慮して1株当たり40円で株主総会におはかりすることといたしました。これにより年間では中間配当金20円と合わせ、1株当たり60円となり、前期に比べ20円増配となります。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 【対処すべき課題】

JFEグループを取り巻く事業環境は、円高の是正や国土強靱化政策に伴う堅調な内需に支えられて国内景気回復の動きが見られるものの、海外市場は欧州や新興国経済の不透明感および世界的な需給ギャップの拡大により厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、JFEグループは、前中期経営計画（平成24～26年度）において、持続的な成長のため企業体質の強化に取り組み、商社事業の資本再編および造船事業の再編ならびに半導体事業の譲渡といった、事業ポートフォリオの見直しを行ないました。

鉄鋼事業におきましては、設備更新等の国内製造基盤の整備や、アジアを中心とする海外事業投資を行なってまいりました。エンジニアリング事業におきましては、復興再生や太陽光発電等国内需要を捕捉するとともに、海外でのM&Aを推進し事業拡大にも取り組みました。商社事業におきましては、事業買収等による海外拠点の拡大等サプライチェーンの強化を実施しました。

今後の事業環境は、国内では国土強靱化等の取り組みやオリンピック・パラリンピックへの対応など底堅い需要が見込まれ、海外では新興国を中心とした社会インフラ増強や省エネルギー・環境対応ニーズの拡大等が期待されます。一方、国内における少子高齢化の進展、原油等の資源価格や為替の大幅な変動、世界各地の政治・経済情勢の変化等、様々な環境変動も予想され、これらへの的確な状況判断と迅速な対応が求められています。

## ＜第5次中期経営計画におけるグループ共通施策＞

本年、JFEグループは、平成27～29年度の事業運営の方針となる第5次中期経営計画を策定いたしました。第5次中期経営計画では、『お客様に世界最高の技術とサービスを提供するグローバル企業』の実現を目指した取り組みを行なってまいります。様々に変化する事業環境に「技術優位性」・「多様な人材力」・「グループ総合力」を高めることで対応し、国内収益基盤の強化と海外事業の収益拡大を推進し、持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

具体的には、まず、国内収益基盤の強化を継続してまいります。国土強靱化政策やオリンピック・パラリンピック対応などの国内需要を最大限捕捉するだけでなく、グループ内の連携を一層強化し、お客様・市場のニーズに的確かつ迅速に対応する販売体制を構築し、サービスの向上を図ってまいります。国内製造拠点の収益力強化については、前中期経営計画より取り組む設備の更新・補修による安定製造を目的とした基盤整備に留まらず、コスト削減や高級鋼へのプロダクトミックスシフトを可能とする設備のリノベーションを進め、さらなる競争力強化を図ってまいります。

次に、技術優位性に基じた企業価値向上に努めます。革新的な技術開発に取り組み、世界をリードする技術を生み続け、競争力を高めてまいります。また市場のニーズに基づく新商品の開発と既存商品の競争力を強化する開発を行ない、迅速に市場に投入してまいります。そして省資源・省エネルギー先進技術のさらなる高度化にチャレンジを続け、需要の拡大が見込まれる環境・エネルギー分野において常に世界最先端・最高水準の技術・商品を提供できるサプライヤーを目指します。

海外事業においては、これまでに投資したアジアを中心とする海外プロジェクトについて、現地の需要を着実に捕捉し、各地域の特性に応じた事業運営を図り、さらなる収益拡大に取り組んでまいります。また、グループの技術力・ネットワークを最大限活用し、将来の成長が期待される重点分野・成長地域への新規事業投資を継続してまいります。

さらに、「JFEグループ人材マネジメント基本方針」を制定し、第5次中期経営計画を推進していくために、多様な人材の採用と育成を着実に実施するとともに、全ての人材がその能力を最大限発揮できる環境を整えてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化や環境経営の徹底、国際格付A格に求められる財務体質の実現等、持続的な成長を支える企業体質の強化に引き続き取り組んでまいります。

### <各事業会社の取り組み>

JFEスチール株式会社におきましては、「常に新たな価値を創造し、お客様とともに成長するグローバル鉄鋼サプライヤー」として、従来より取り組んできた製造実力向上に一層注力するとともに、国内外での拡販活動を強化してまいります。また、収益力向上に努め、最終年度である平成29年度には売上高経常利益率（ROS）10%を目指します。

まず、国内製造基盤の強化に資する設備投資を今後3年間で6,500億円と積極的に行ない、さらなるコスト削減と安定供給体制を実現するとともに技術開発力の強化に取り組み、世界トップクラスの製造実力の維持と向上に努めてまいります。

また、商品開発機能と販売機能の一体化やグループ会社との連携強化を推進し、お客様にとってより魅力ある商品・サービスを継続的に提供してまいります。

海外事業展開につきましては、前中期経営計画期間までに進めてきたアジアを中心とするプロジェクト投資事業の収益拡大に取り組む、特に技術優位性に基づいた重点分野における事業展開を進めてまいります。

さらに、技術の源泉たる人材の確保および育成に注力することにより、製造現場での大幅な世代交代を見据えた技能伝承および新世代による新たな技能向上に取り組んでまいります。

JFEエンジニアリング株式会社におきましては、引き続き、過去最高水準にある受注済プロジェクトを着実に遂行し、業績の一層の向上に努めてまいります。

また、さらなる成長を図るため、国内におきましては、公共関連ビジネスでは、建設主体の従来スタイルに加え、ソリューション提案から運営まで一貫して関わるビジネスモデルを展開してまいります。また、電力自由化政策によりチャンスが広がる電力創生ビジネスに積極的に取り組み、収益基盤の強化、拡大に努めてまいります。

海外におきましては、これまでに整備した海外拠点を活用し、現地化による海外事業の拡大を強力に推し進めてまいります。これに加え、各商品本部に海外事業部を設置し、海外拠点との連携による商品毎のグローバル展開を加速いたします。

これらの施策を実行し、第5次中期経営計画では、連結売上高5,000億円、連結経常利益300億円を目指します。

JFE商事株式会社におきましては、グループの中核商社としてマーケットインの視点で機能強化を図り、収益を拡大していくことでJFEグループへの貢献度を高めてまいります。

海外においては北中米における拠点の拡充やインド以西への積極的な事業展開に取り組むとともに、地産地消の動きに対応した地域戦略の推進に注力し、マーケットの開拓を進めてまいります。

国内では、グループ会社も含めてこれまで培ってきた、在庫・加工・リテール販売等の機能にさらに磨きをかけ、シェア向上に努めてまいります。

また、既存の投資案件の収益貢献度を高めていくとともに、国内外を問わず、今後も優良な案件については積極的に投資を行ない、サプライチェーンの強化、拡充を図り、JFE商事グループのプレゼンス向上に取り組んでまいります。

これらの施策を展開することで、最終年度である平成29年度には連結経常利益300億円を目指します。

このような取り組みにより、JFEグループは国内および海外の収益基盤を強化・拡大し、最終年度である平成29年度には自己資本利益率（ROE）10%超えを目指してまいります。また、株主の皆様への利益還元については最重要課題の一つと位置付けており、配当性向を現行の25%から25%～30%程度に高めてまいります。

当社はグループの経営課題を着実に実行していくために、株主利益に適うグループ経営および健全なコーポレート・ガバナンスの要として、その機能を充実していくとともに、さらに効率的な運営を図ってまいります。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続し、企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なお一層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。

### ①生産の状況

(単位：千t)

区 分	第 12 期 (平成25年度)	第13期 (当期) (平成26年度)	増減 (比率)
鉄鋼事業 (粗鋼生産量)	31,584	31,045	△1.7%

### ②受注の状況

(単位：百万円)

区 分	第 12 期 (平成25年度)	第13期 (当期) (平成26年度)	増減 (比率)
エンジニアリング事業	367,042	459,505	25.2%

### ③販売の状況

(単位：百万円)

区 分	第 12 期 (平成25年度)	第13期 (当期) (平成26年度)	増減 (比率)
鉄鋼事業	2,691,622	2,873,839	6.8%
エンジニアリング事業	284,114	367,388	29.3%
商社事業	1,781,341	1,934,470	8.6%
調整額	△1,090,218	△1,325,343	—
合 計	3,666,859	3,850,355	5.0%

## (3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社の設備投資総額は、2,259億円であり、主なものは以下のとおりであります。

### ①当期に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

### ②当期継続中の主要設備

特記すべき事項はありません。

#### (4) 資金調達の状況

当社および連結子会社は、グループの所要資金として長期借入金ならびに普通社債の発行により計2,451億円を調達いたしました。なお、借入金・社債等残高につきましては、前期に比べ323億円減少し、1兆5,017億円となりました。

#### (5) 財産および損益の状況

##### ①当社連結の財産および損益の状況

区 分	第 10 期 (平成23年度)	第 11 期 (平成24年度)	第 12 期 (平成25年度)	第13期 (当期) (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	3,166,511	3,189,196	3,666,859	3,850,355
営 業 利 益 (百万円)	44,779	39,873	153,327	222,599
経 常 利 益 (百万円)	52,977	52,214	173,676	231,001
当 期 純 利 益 (百万円)	△36,633	39,599	102,382	139,357
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△68円71銭	71円20銭	177円44銭	241円60銭
純 資 産 (百万円)	1,456,340	1,596,797	1,745,930	1,990,023
総 資 産 (百万円)	4,007,263	4,107,519	4,241,700	4,639,412

(注) △は損失を示しております。

##### ②当社単体の財産および損益の状況

区 分	第 10 期 (平成23年度)	第 11 期 (平成24年度)	第 12 期 (平成25年度)	第13期 (当期) (平成26年度)
営 業 収 益 (百万円)	19,125	25,400	18,838	40,737
営 業 利 益 (百万円)	625	4,733	3,773	25,831
経 常 利 益 (百万円)	625	4,733	3,773	25,831
当 期 純 利 益 (百万円)	338	6,852	3,636	25,510
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	63銭	12円25銭	6円30銭	44円20銭
純 資 産 (百万円)	1,032,968	1,074,763	1,052,874	1,054,582
総 資 産 (百万円)	2,685,253	2,704,719	2,617,521	2,591,908

## (6) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

### ① 当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業をはじめとする事業会社等の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

### ② 鉄鋼事業 [JFEスチール株式会社およびその関係会社]

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

#### (主要製品)

鉄鋼製品・半製品(熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ)、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

### ③ エンジニアリング事業 [JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社]

エネルギー、都市環境、リサイクル、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業

#### (主要製品)

ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG低温タンクおよび各種タンク、太陽光・地熱・バイオマス等再生可能エネルギー発電設備、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物等鋼構造物、物流システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、新省エネ空調システム、EV(電気自動車)急速充電器等

### ④ 商社事業 [JFE商事株式会社およびその関係会社]

鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売

#### (主要取扱製品等)

鉄鋼製品(厚鋼板、縞板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、電磁鋼板、表面処理鋼板、垂鉛鋼板、ブリキ、鋼管、特殊鋼管、棒鋼、H形鋼、軽量形鋼、一般形鋼、コラム、線材、ステンレス鋼、特殊鋼、スラブ)、溶材、鉄粉、鋼材加工製品、製鉄原材料・資機材、非鉄金属製品、化学製品、石油製品、紙製品、船舶、土木建築工事、テールアルメ工法、缶詰製品、農畜産物、水産物、半導体製品、不動産等

## (7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (平成27年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	本社 (東京都千代田区)
-----	--------------

### ② 鉄鋼事業 (JFEスチール株式会社)

本 社	本社 (東京都千代田区)
支 社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社 (札幌市)、東北支社 (仙台市)、新潟支社、北陸支社 (富山市)、中国支社 (広島市)、四国支社 (高松市)、九州支社 (福岡市)、千葉営業所、神奈川営業所 (横浜市)、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所 (那覇市)
工 場	東日本製鉄所 (千葉市・川崎市)、西日本製鉄所 (倉敷市・福山市)、知多製造所 (半田市)
研 究 所	スチール研究所 (千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市)
海 外 事 務 所 等	ニューヨーク、ヒューストン、ブリスベン、ブラジル、ロンドン、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

### ③ エンジニアリング事業 (JFEエンジニアリング株式会社)

本 社	本社 (東京都千代田区)、横浜本社
支 社 等	北海道支店 (札幌市)、道東営業所 (釧路市)、苫小牧営業所、東北支店 (仙台市)、青森営業所 (八戸市)、秋田営業所、福島復興再生支店、千葉支店、横浜支店、川崎支店、新潟支店、富山支店、長野営業所、静岡支店、名古屋支店、大阪支店、和歌山営業所、神戸営業所、四国営業所 (高松市)、中国支店 (広島市)、九州支店 (福岡市)、熊本営業所、南九州営業所 (鹿児島市)、沖縄支店 (那覇市)
工 場	鶴見製作所 (横浜市)、津製作所
研 究 所	総合研究所 (横浜市)
海 外 事 務 所 等	上海、北京、香港、ハノイ、ホーチミン、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ヤンゴン、インド、サウジアラビア、フランクフルト、ローマ、アメリカ

④商社事業（JFE商事株式会社）

本社	本社（大阪市）、東京本社（東京都千代田区）
支社等	名古屋支社、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、新潟支店、静岡支店、北陸支店（富山市）、岡山支店、広島支店、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、千葉南営業所（千葉市）、京浜営業所（川崎市）、浜松営業所、知多営業所（半田市）、岡山営業所（倉敷市）、倉敷営業所、福山営業所、鹿児島営業所、那覇営業所
海外事務所等	台北、シンガポール、デュッセルドルフ、ドバイ、高雄、イスタンブール、アメリカ、ブラジル、香港、オーストラリア、韓国、北京、上海、広州、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム

（注）海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記（9）重要な子会社等の状況（36頁～39頁）に記載いたしております。

（8）従業員の状況（平成27年3月31日現在）

当社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

①当社および連結子会社の従業員数

事業の種類	従業員数（名）
鉄鋼事業	43,680
エンジニアリング事業	8,472
商社事業	6,667
全社（共通）	37
合計	58,856

（注）全社（共通）は、当社の従業員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	（前期末比増減）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
37	（3名減）	44.7	22.6

（注）平均勤続年数の算定にあたり、JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社からの出向者については、それぞれの会社での勤続年数を通算いたしております。

## (9) 重要な子会社等の状況 (平成27年3月31日現在)

## ①重要な子会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
<b>【鉄 鋼 事 業】</b>				
J F E スチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
J F E 条鋼株式会社	東京都港区	形鋼、棒鋼、線材製品の製造・販売	45,000	※100.0
J F E ケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
J F E 建材株式会社	東京都中央区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※97.4
J F E 鋼板株式会社	東京都品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※100.0
ジェコス株式会社	東京都中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※62.0
J F E 物流株式会社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.1
J F E コンテナ株式会社	東京都千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※59.6
J F E シビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
J F E ミネラル株式会社	東京都港区	鋳業・鋳製品の製造・加工・販売、鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※100.0
J F E ライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※100.0
J F E メカニカル株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、設備管理・建設工事の請負	1,700	※100.0
J F E 鋼管株式会社	千葉県市原市	電縫鋼管の製造・販売	1,437	※100.0
J F E システムズ株式会社	東京都墨田区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※67.7
水島合金鉄株式会社	岡山県倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※100.0
J F E 継手株式会社	大阪府岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
J F E 鋼材株式会社	東京都中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※100.0
J F E マテリアル株式会社	富山県射水市	合金鉄の製造・販売	450	※100.0
J F E 精密株式会社	新潟市	素形材製品の製造・販売	450	※100.0
リバースチール株式会社	横浜市	鉄鋼製品の加工・販売、土木建築工事の請負	450	※100.0
J F E 電制株式会社	東京都港区	電気工事、電気通信工事、設備管理の請負	400	※100.0
J F E 電磁鋼板株式会社	大阪市	電磁鋼板の加工・販売	400	※100.0
J F E テクノリサーチ株式会社	東京都千代田区	材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援	100	※100.0
J F E 東日本ジーエス株式会社	川崎市	各種サービス業	50	※100.0

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
J F E スチール・オーストラリア・リソーシズ・プロプライタリー・リミテッド	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鉱・鉄鉱石鉱山事業への投資	百万豪ドル 460	※100.0
フィリピン・シンター・コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鉱の製造・販売	百万ペソ 500	※100.0
J F E スチール・ガルバライジング (タイランド) ・リミテッド	タイ ラヨーン	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバーツ 4,362	※100.0
タイ・コートッド・スチール・シート・カンパニー・リミテッド	タイ バンコック	電気亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバーツ 2,206	※81.4
ノバエラシリコン・SA.	ブラジル ベロホリゾンテ	合金鉄の製造・販売	百万レアル 80	※100.0
<b>【エンジニアリング事業】</b>				
J F E エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J F E 環境株式会社	横浜市	総合リサイクル事業	650	※100.0
J F E テクノス株式会社	横浜市	機械・設備のメンテナンス	301	※100.0
J F E 環境サービス株式会社	横浜市	ごみ処理施設、水処理施設等の運転・維持管理	97	※100.0
スタンダードケッセル・パワーシステムズホールディング G m b H	ドイツ デュイスブルグ	廃棄物発電・バイオマス発電・廃熱回収発電プラント等の建設およびメンテナンス事業	百万ユーロ 0.02	※100.0
<b>【商 社 事 業】</b>				
J F E 商事株式会社	大阪市	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製品・石油製品、資機材等の国内取引および輸出入取引	14,539	100.0
J F E 商事鉄鋼建材株式会社	東京都千代田区	建材製品、土木・建築用資材の販売および金属加工業、土木・建築工事および各種工事	1,500	※100.0
川商フーズ株式会社	東京都千代田区	各種食品の国内取引および輸出入取引	1,000	※100.0
J F E 商事鋼管材株式会社	東京都千代田区	鋼管・管材製品の販売	500	※100.0
J F E 商事薄板建材株式会社	東京都千代田区	鋼板・建材製品の販売	400	※100.0
J F E 商事甲南スチールセンター株式会社	神戸市	鋼板の加工・販売	250	※100.0
J F E 商事コイルセンター株式会社	横浜市	鋼板の加工・販売	230	※85.7

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
ケー・アンド・アイ 特殊管販売株式会社	東京都千代田区	特殊管の輸出版売	50	※60.0
J F E 商 事 ・ ト レ ー ド ・ ア メ リ カ ・ イ ン ク	米 国 ロサンゼルス	鉄鋼製品、製鉄原材料、食品等の輸出入取引 および国内取引	百万米ドル 21	※100.0
浙江川電鋼板加工有限公司	中 国 浙 江 省	鋼板の加工・販売	百万人民元 181	※97.9
セントラル・メタルズ (タイ ランド) ・ リ ミ テ ッ ド	タ イ サムットプラカーン	鋼板の加工・販売	百万タイバツ 240	※99.2
J F E 商 事 ・ ス チ ー ル ・ マ レ ー シ ア ・ S D N . B H D .	マ レ ー シ ア セランゴール州	鋼板の加工・販売	百万マレーシア リンギッド 11	※60.0
ケ リ ー ・ パ イ プ ・ カンパニー・LLC	米 国 サンタフェスプリングス	鋼管の販売	—	※100.0

- ・ 当期より、ノバエラシリコン・SA、JFEテクノス株式会社、スタンダードケッセル・パワーシステムズホールディング  
GmbH、セントラル・メタルズ (タイランド) ・リミテッドおよびケリー・パイプ・カンパニー・LLCを重要な子会社とし  
て記載いたしました。
- ・ 前期に【その他の事業】に記載しておりましたジェコス株式会社については、平成26年5月14日にJFE商事株式会社が保  
有する同社株式の一部をJFEスチール株式会社が譲り受けたことから、JFEスチール株式会社の連結子会社となっております。
- ・ これに伴い、同社を【鉄鋼事業】として表示しております。
- ・ 当期における連結子会社は、上記各社を含め328社であります。

## ②重要な関連会社の状況

(\*印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
<b>【鉄 鋼 事 業】</b>				
日 伯 ニ オ ブ 株 式 会 社	東京都千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉱山事業への投資	37,272	※25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広島県福山市	火力発電・電力の卸売	5,000	※50.0
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※33.8
日 本 鑄 造 株 式 会 社	川 崎 市	鑄鋼品等の製造・販売	2,627	※34.5
日 本 鑄 鉄 管 株 式 会 社	東京都中央区	鑄鉄管等の製造・販売	1,855	※30.0
エヌケーケーシームレス 鋼 管 株 式 会 社	川 崎 市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0
株 式 会 社 エ ク サ	川 崎 市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
日 伯 鉄 鉱 石 株 式 会 社	東京都港区	ブラジルにおける鉄鉱石鉱山事業への投資	100	※26.6

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
株式会社JFEサンソセンター	広島県福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス等の製造・販売	90	※40.0
東国製鋼株式会社	韓国	鉄鋼製品の製造・販売	百万ウォン 556,185	※15.0
広州JFE鋼板有限公司	中国 広州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
JSWスチール・リミテッド	インド ムンバイ	鉄鋼製品の製造・販売	百万ルピー 10,671	※15.0
タイ・ワールド・ロール・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ バンコック	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバーツ 4,816	※36.0
攀成伊紅石油鋼管 有限責任公司	中国 成都	シームレスパイプのネジ加工・販売	百万人民元 382	※23.6
カリフォルニア・スチール・ インダストリーズ・インク	米 フォンタナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※50.0
内蒙古鄂尔多斯EJM錳合金 有 限 公 司	中 国 内 蒙 古 自 治 区 オ ル ド ス 市	合金鉄の製造・販売	百万人民元 232	※24.5
【エンジニアリング事業】				
スチールプランテック株式会社	横 浜 市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※25.6
【商 社 事 業】				
阪和工材株式会社	大 阪 市	ステンレス製品の加工・販売	1,076	※47.7
株 式 会 社 M O B Y	千葉県市川市	容器用鋼板の加工・販売	211	※20.0
【そ の 他 の 事 業】				
ジャパン マリンユナイ テッド株式会社	東京都港区	船舶・艦艇・海洋構造物等の設計、製造、販売、据付、修繕、保守、保全	25,000	45.9

・当期より、内蒙古鄂尔多斯EJM錳合金有限公司を重要な関連会社として記載いたしました。

・当期における持分法適用会社は、上記各社を含め65社であります。

## (10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	278,187
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	144,263
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	139,855

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

### (1) 株式数

発行可能株式総数	2,298,000,000株
発行済株式の総数	614,438,399株
(うち自己株式数)	37,429,117株

### (2) 株主総数

245,411名

### (3) 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,402	6.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	24,365	4.2
日本生命保険相互会社	20,821	3.6
株式会社みずほ銀行	16,403	2.8
第一生命保険株式会社	13,127	2.3
東京海上日動火災保険株式会社	10,391	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	8,106	1.4
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	7,729	1.3
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 川崎重工業 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	7,563	1.3
いすゞ自動車株式会社	7,434	1.3

(注) 上記のほか、当社は自己株式37,429,117株を保有いたしており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出したしております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	馬 田 一	公益財団法人JFE21世紀財団理事長
代 表 取 締 役	林 田 英 治	JFEスチール株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	岡 田 伸 一	JFEスチール株式会社取締役 JFEエンジニアリング株式会社取締役 JFE商事株式会社取締役 公益財団法人JFE21世紀財団専務理事
取 締 役	芦 田 昭 充	株式会社商船三井相談役
取 締 役	前 田 正 史	東京大学理事・副学長・生産技術研究所教授
監査役(常勤)	笹 本 前 雄	JFEエンジニアリング株式会社監査役 JFE商事株式会社監査役
監査役(常勤)	黒 川 康	JFEスチール株式会社監査役
監 査 役	伊 丹 敬 之	東京理科大学イノベーション研究科教授 株式会社商船三井社外監査役 株式会社東芝社外取締役
監 査 役	大 八 木 成 男	帝人株式会社取締役会長 シャープ株式会社社外取締役 株式会社リクルートホールディングス社外取締役

(注) 1. 平成27年4月1日付で、取締役の地位が次のとおり変更となりました。

氏 名	異動後の地位	異動前の地位
林 田 英 治	代表取締役社長	代 表 取 締 役
馬 田 一	取 締 役	代表取締役社長

2. 取締役馬田一氏は、平成27年3月31日付で、公益財団法人JFE21世紀財団理事長を退任いたしました。
3. 取締役林田英治氏は、平成27年4月1日付で、JFEスチール株式会社代表取締役社長を退任いたしました。また、同氏は平成27年4月1日付で、公益財団法人JFE21世紀財団理事長に就任いたしました。
4. 取締役前田正史氏は、平成27年3月31日付で、東京大学理事・副学長を退任いたしました。
5. 取締役芦田昭充および前田正史の両氏は、社外取締役であります。

6. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日
監 査 役	杉 山 清 次	平成26年4月17日
取 締 役	岸 本 純 幸	平成26年6月19日
監 査 役	佐 長 功	平成26年6月19日

・補欠監査役として選任されておりました佐長功氏は、監査役杉山清次氏の退任に伴い、平成26年4月17日付で社外監査役に就任いたしました。平成26年6月19日付で退任いたしました。

7. 監査役黒川康氏は、JFEスチール株式会社の専務執行役員として財務部門および経理部門を担当していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役伊丹敬之氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役伊丹敬之および大八木成男の両氏は、社外監査役であります。
9. 当社は、取締役芦田昭充および前田正史、監査役伊丹敬之および大八木成男の4氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
10. 平成27年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	分 担
社 長	馬 田 一	CEO（最高経営責任者）
副 社 長	岡 田 伸 一	総務部、経理部の統括 企画部、財務・IR部の担当
専 務	山 村 康	経理部の担当
常 務	寺 畑 雅 史	総務部の担当

11. 平成27年4月1日付で、執行役員の地位および分担が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	分 担
社 長	林 田 英 治	CEO（最高経営責任者）
副 社 長	岡 田 伸 一	総務部、IR部および財務部の 統括、企画部の担当
専 務	寺 畑 雅 史	総務部の担当
常 務	大 木 哲 夫	IR部および財務部の担当

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

	人 員	報酬等の額
取 締 役	6名	300,504千円
監 査 役	6名	105,592千円

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。  
 2. 報酬等の額のうち、社外役員6名の報酬等の合計額は51,837千円であります。  
 3. 報酬等の額には、平成27年6月25日開催の第13回定時株主総会に提出予定の「役員賞与支給の件」に基づく取締役賞与金総額32,600千円および監査役賞与金総額9,560千円がそれぞれ含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は41頁に記載のとおりであります。

なお、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

### ②当事業年度における活動状況

#### ・取締役 芦田昭充

取締役会16回のすべてに出席し、グローバルな企業経営の豊富な経験および広く社会全体を見据えた政策活動に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。

#### ・取締役 前田正史

取締役会16回のすべてに出席し、金属材料についての深い学識や大学経営に参画された経験に基づき、適宜発言しております。

#### ・監査役 伊丹敬之

取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会21回のうち18回に出席し、経営のあり方や企業の経営戦略についての深い学識や、技術経営の研究を通じた豊富な産業分野の知識から、適宜発言しております。

#### ・監査役 大八木成男

平成26年6月19日の就任以来、取締役会13回のすべてと、監査役会14回のすべてに出席し、多岐にわたる事業とグローバル企業経営の豊富な経験およびコーポレートガバナンスの強化に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社はすべての社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

12,180千円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

515,197千円

#### ③②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

508,911千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において決議した以下の「内部統制体制構築の基本方針」にしたがい、整備し運用いたしております。

### 内部統制体制構築の基本方針

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしたがって構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

#### 1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

##### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
- (イ) コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
- (ウ) 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
- (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。

##### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくし決定する。
- (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。

##### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- (イ) 経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
- (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 事業活動、倫理法令遵守、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じ適切な会議体において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。
- (イ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備する。
- (イ) 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）および事業会社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む。）について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。事業会社は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。
- (ウ) 当社は、JFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。  
事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。  
また、当社は、企業倫理ホットラインについて、JFEグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。
- (エ) 当社の内部監査部署は、事業会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、または事業会社の内部監査部署から報告を受ける。事業会社の内部監査部署は、事業会社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、またはグループ会社の内部監査部署から報告を受ける。
- (オ) JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

## 2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

### (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

**(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当該使用人の人事については、監査役と協議する。

**(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務を行う。

**(4) 監査役への報告に関する体制**

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（事業会社および事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）を報告する。事業会社または事業会社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、その都度監査役会、監査役に対して、内容を報告する。

**(5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役会、監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。

**(6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役職務の執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。

**(7) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

(ア) 取締役、執行役員および使用人は、監査役監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(イ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（事業会社または事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に迅速に必要な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### ●企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

#### ●当社発足以来の実績

当社発足後の第1次中期経営計画（平成15～17年度）および第2次中期経営計画（平成18～20年度）においては、その創設の狙いを最大限発揮することにより、収益性の高い企業体質の確立と、将来の成長に向けた基盤作りに着実に取り組み、高い水準の収益をあげることができました。

第3次中期（平成21～23年度）では世界金融危機や東日本大震災の発生等、厳しい経営環境の中、強靱な企業体質の構築に取り組み、中長期的な企業価値の向上を図ってまいりました。

前中期経営計画（平成24～26年度）において、持続的な成長のため企業体質の強化に取り組み、商社事業の資本再編および造船事業の再編ならびに半導体事業の譲渡といった、事業ポートフォリオの見直しを行ないました。

鉄鋼事業におきましては、設備更新等の国内製造基盤の整備や、アジアを中心とする海外事業投資を行なってまいりました。エンジニアリング事業におきましては、復興再生や太陽光発電等国内需要を捕捉するとともに、海外でのM&Aを推進し事業拡大にも取り組みました。商社事業におきましては、事業買取等による海外拠点の拡大等サプライチェーンの強化を実施しました。

#### ●新たな成長戦略の推進

本年、JFEグループは、平成27～29年度の事業運営の方針となる第5次中期経営計画を策定いたしました。第5次中期経営計画では、『お客様に世界最高の技術とサービスを提供するグローバル企業』の実現を目指した取り組みを行なってまいります。様々に変化する事業環境に「技術優位性」・「多様な人材力」・「グループ総合力」を高めることで対応し、国内収益基盤の強化と海外事業の収益拡大を推進し、持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

具体的には、まず、国内収益基盤の強化を継続してまいります。国土強靱化政策やオリンピック・パラリンピック対応などの国内需要を最大限捕捉するだけでなく、グループ内の連携を一層強化し、お客様・市場のニーズに的確かつ迅速に対応する販売体制を構築し、サービスの向上を図ってまいります。

国内製造拠点の収益力強化については、前中期経営計画より取り組む設備の更新・補修による安定製造を目的とした基盤整備に留まらず、コスト削減や高級鋼へのプロダクトミックスシフトを可能とする設備のリノベーションを進め、さらなる競争力強化を図ってまいります。

次に、技術優位性に基づいた企業価値向上に努めます。革新的な技術開発に取り組み、世界をリードする技術を生み続け、競争力を高めてまいります。また市場のニーズに基づく新商品の開発と既存商品の競争力を強化する開発を行ない、迅速に市場に投入してまいります。そして省資源・省エネルギー先進技術のさらなる高度化にチャレンジを続け、需要の拡大が見込まれる環境・エネルギー分野において常に世界最先端・最高水準の技術・商品を提供できるサプライヤーを目指します。

海外事業においては、これまでに投資したアジアを中心とする海外プロジェクトについて、現地の需要を着実に捕捉し、各地域の特性に応じた事業運営を図り、さらなる収益拡大に取り組んでまいります。また、グループの技術力・ネットワークを最大限活用し、将来の成長が期待される重点分野・成長地域への新規事業投資を継続してまいります。

さらに、「JFEグループ人材マネジメント基本方針」を制定し、第5次中期経営計画を推進していくために、多様な人材の採用と育成を着実に実施するとともに、全ての人材がその能力を最大限発揮できる環境を整えてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化や環境経営の徹底、国際格付A格に求められる財務体質の実現等、持続的な成長を支える企業体質の強化に引き続き取り組んでまいります。

鉄鋼事業におきましては、「常に新たな価値を創造し、お客様とともに成長するグローバル鉄鋼サプライヤー」として、従来より取り組んできた製造実力向上に一層注力するとともに、国内外での拡販活動を強化してまいります。また、収益力向上に努め、最終年度である平成29年度には売上高経常利益率(ROS) 10%を目指します。

まず、国内製造基盤の強化に資する設備投資を今後3年間で6,500億円と積極的に行ない、さらなるコスト削減と安定供給体制を実現するとともに技術開発力の強化に取り組み、世界トップクラスの製造実力の維持と向上に努めてまいります。

また、商品開発機能と販売機能の一体化やグループ会社との連携強化を推進し、お客様にとってより魅力ある商品・サービスを継続的に提供してまいります。

海外事業展開につきましては、前中期経営計画期間までに進めてきたアジアを中心とするプロジェクト投資事業の収益拡大に取り組み、特に技術優位性に基づいた重点分野における事業展開を進めてまいります。

さらに、技術の源泉たる人材の確保および育成に注力することにより、製造現場での大幅な世代交代を見据えた技能伝承および新世代による新たな技能向上に取り組んでまいります。

エンジニアリング事業におきましては、引き続き、過去最高水準にある受注済プロジェクトを着実に遂行し、業績の一層の向上に努めてまいります。

また、さらなる成長を図るため、国内におきましては、公共関連ビジネスでは、建設主体の従来スタイルに加え、ソリューション提案から運営まで一貫して関わるビジネスモデルを展開してまいります。

また、電力自由化政策によりチャンスが広がる電力創生ビジネスに積極的に取り組み、収益基盤の強化、拡大に努めてまいります。

海外におきましては、これまでに整備した海外拠点を活用し、現地化による海外事業の拡大を強力に推し進めてまいります。これに加え、各商品本部に海外事業部を設置し、海外拠点との連携による商品毎のグローバル展開を加速いたします。

これらの施策を実行し、第5次中期経営計画では、連結売上高5,000億円、連結経常利益300億円を目指します。

商社事業におきましては、グループの中核商社としてマーケットインの視点で機能強化を図り、収益を拡大していくことでJFEグループへの貢献度を高めてまいります。

海外においては北中米における拠点の拡充やインド以西への積極的な事業展開に取り組むとともに、地産地消の動きに対応した地域戦略の推進に注力し、マーケットの開拓を進めてまいります。

国内では、グループ会社も含めてこれまで培ってきた、在庫・加工・リテール販売等の機能にさらに磨きをかけ、シェア向上に努めてまいります。

また、既存の投資案件の収益貢献度を高めていくとともに、国内外を問わず、今後も優良な案件については積極的に投資を行ない、サプライチェーンの強化、拡充を図り、JFE商事グループのプレゼンス向上に取り組んでまいります。

これらの施策を展開することで、最終年度である平成29年度には連結経常利益300億円を目指します。

## ●コーポレート・ガバナンス強化

当社では、経営の透明性および公平性を徹底することにより、企業価値および株主共同の利益の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスに関する各種制度・仕組を整備・構築してまいりました。

複数の特性の異なる事業から構成されている当社グループにおいては、各事業の執行を当社グループに属する事業会社に委ねる体制を採る一方、純粋持株会社である当社は、グループ経営の統括により経営の実効性を改善するとともに、社外監査役を含む監査役監査、社外取締役の登用、取締役任期の短縮によりコーポレート・ガバナンス強化を図ってまいりました。現在、当社は、社外取締役芦田昭充および前田正史、社外監査役伊丹敬之および大八木成男の4氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。今後の事業運営に際しましても、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスを徹底し、企業価値および株主共同の利益を向上させてまいります。

## ●すべてのステークホルダーの皆様とともに

当社グループでは、製鉄所見学会等を開催して当社株主の皆様とコミュニケーションを深めるほか、お客様との技術的連携を通じたわが国製造業の競争力向上への貢献、地球環境保全に役立つ技術開発や、定期的な中途採用を含む雇用の促進、健全な労使関係、安全な労働環境、地域社会との共存等に努めるなど、すべてのステークホルダーの皆様からご支持とご協力がいただけるよう努力してまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」という。)の導入を決定し、同年およびその後の本対応方針の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本対応方針を継続しております。

本対応方針により、具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行ない、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。また、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会が大規模買付行為を抑止するための措置の発動を勧告した場合には、それを最大限尊重した上で、外部専門家の意見も参考にしつつ、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を行なうことがあります。

### (4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の状態の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置することに加え、本対応方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております。会社役員の状態の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱い、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,871,280</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,215,653</b>
現金及び預金	85,889	支払手形及び買掛金	469,107
受取手形及び売掛金	771,574	短期借入金	288,004
商品及び製品	357,733	1年内償還予定の社債	80,000
原材料及び貯蔵品	408,871	その他	378,540
その他	249,538	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,433,735</b>
貸倒引当金	△2,326	社 債	145,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,768,131</b>	長期借入金	988,756
<b>有形固定資産</b>	<b>1,629,591</b>	繰延税金負債	69,223
建物及び構築物	410,767	再評価に係る繰延税金負債	9,774
機械装置及び運搬具	603,538	特別修繕引当金	26,015
土地	499,512	特定事業損失引当金	24,112
建設仮勘定	80,664	退職給付に係る負債	119,331
その他	35,108	その他	51,521
<b>無形固定資産</b>	<b>83,979</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,649,388</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,054,560</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	970,250	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,681,350</b>
退職給付に係る資産	13,231	資 本 金	147,143
その他	77,231	資 本 剰 余 金	647,121
貸倒引当金	△6,152	利 益 剰 余 金	1,066,517
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,639,412</b>	自 己 株 式	△179,430
		その他の包括利益累計額	257,587
		その他有価証券評価差額金	194,733
		繰延ヘッジ損益	△535
		土地再評価差額金	15,654
		為替換算調整勘定	41,107
		退職給付に係る調整累計額	6,626
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>51,085</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,990,023</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,639,412</b>

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,850,355
売 上 原 価		3,312,981
売 上 総 利 益		537,373
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		314,774
営 業 利 益		222,599
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,078	
受 取 配 当 金	10,544	
為 替 差 益	12,267	
受 取 賃 貸 料	7,516	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	18,280	
そ の 他	14,839	64,527
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,532	
固 定 資 産 除 却 損	15,263	
そ の 他	26,329	56,125
経 常 利 益		231,001
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,134	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,495	12,630
特 別 損 失		
減 損 損 失	12,162	
出 資 金 評 価 損	4,776	16,939
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		226,692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,936	
法 人 税 等 調 整 額	47,642	82,579
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		144,112
少 数 株 主 利 益		4,754
当 期 純 利 益		139,357

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	147,143	647,121	965,204	△178,977	1,580,491
会計方針の変更による累積的影響額			△14,867		△14,867
会計方針の変更を反映した当期首残高	147,143	647,121	950,337	△178,977	1,565,623
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△23,086		△23,086
当 期 純 利 益			139,357		139,357
自 己 株 式 の 取 得				△498	△498
自 己 株 式 の 処 分			△16	45	29
連結範囲変更による減少			△63		△63
土地再評価差額金の取崩			△11		△11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	116,179	△452	115,727
当 期 末 残 高	147,143	647,121	1,066,517	△179,430	1,681,350

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ハッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	102,574	△411	14,541	9,949	△5,024	121,628	43,810	1,745,930
会計方針の変更による累積的影響額								△14,867
会計方針の変更を反映した当期首残高	102,574	△411	14,541	9,949	△5,024	121,628	43,810	1,731,063
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△23,086
当 期 純 利 益								139,357
自 己 株 式 の 取 得								△498
自 己 株 式 の 処 分								29
連結範囲変更による減少								△63
土地再評価差額金の取崩								△11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	92,159	△123	1,113	31,157	11,651	135,958	7,275	143,233
当 期 変 動 額 合 計	92,159	△123	1,113	31,157	11,651	135,958	7,275	258,960
当 期 末 残 高	194,733	△535	15,654	41,107	6,626	257,587	51,085	1,990,023

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円
税金等調整前当期純利益	226,692
減価償却費	176,017
引当金の増減額(△は減少)	△2,772
受取利息及び受取配当金	△11,623
支払利息	14,532
売上債権の増減額(△は増加)	△105,365
たな卸資産の増減額(△は増加)	△27,866
仕入債務の増減額(△は減少)	61,020
その他	△2,111
小計	328,524
利息及び配当金の受取額	18,396
利法息の支払額	△14,684
法人税等の支払額	△34,856
営業活動によるキャッシュ・フロー	297,380
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△220,809
固定資産の売却による収入	17,239
投資有価証券の取得による支出	△5,491
投資有価証券の売却による収入	23,655
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△30,468
その他	△439
投資活動によるキャッシュ・フロー	△216,313
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	6,227
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	△22,998
長期借入れによる収入	206,429
長期借入金の返済による支出	△182,113
社債の発行による収入	20,000
社債の償還による支出	△80,000
自己株式の取得による支出	△483
親会社による配当金の支払額	△23,034
その他	△2,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	△78,247
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	15,247
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18,066
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	62,318
VII. 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,157
VIII. 現金及び現金同等物の期末残高	83,542

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## (ご参考) セグメント情報

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループは、持株会社である当社のもと、「JFEスチール(株)」、「JFEエンジニアリング(株)」、および「JFE商事(株)」の3つの事業会社をおき、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。当社グループの報告セグメントは、事業会社（連結ベース）を単位としたそれらに属する製品・サービス別により識別されております。

各報告セグメントに属する製品およびサービスは、「鉄鋼事業」は各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等および運輸業、設備保全・工事等の周辺事業、「エンジニアリング事業」はエネルギー、都市環境、リサイクル、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング等、「商事事業」は鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売であります。

### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

当連結会計年度において、重要な変更はありません。

### 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連 結 財務諸表 計上額
	鉄鋼	エンジニア リング	商社	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,857,878	359,007	1,633,469	3,850,355	—	3,850,355
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,015,961	8,380	301,001	1,325,343	△1,325,343	—
計	2,873,839	367,388	1,934,470	5,175,698	△1,325,343	3,850,355
セグメント利益	188,574	18,025	24,668	231,267	△266	231,001
セグメント資産	3,911,913	396,075	701,768	5,009,757	△370,345	4,639,412
その他の項目						
減価償却費	164,738	6,104	5,167	176,010	6	176,017
のれんの償却額	124	507	155	788	—	788
受取利息	1,043	120	403	1,567	△489	1,078
支払利息	13,130	207	2,258	15,595	△1,063	14,532
持分法投資利益	14,586	16	539	15,142	3,137	18,280
持分法適用会社への投資額	355,458	6,709	12,779	374,947	59,764	434,712
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	207,286	12,366	6,249	225,902	0	225,902

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>501,850</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>412,057</b>
現金及び預金	7,851	短期借入金	153,847
営業未収入金	1,394	1年内償還予定の社債	80,000
短期貸付金	467,402	未払金	19,838
繰延税金資産	131	未払費用	1,694
その他の他	25,070	未払法人税等	11
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,090,057</b>	預り金	156,614
<b>有形固定資産</b>	<b>1</b>	取締役・監査役賞与引当金	42
工具、器具及び備品	1	その他の他	8
<b>無形固定資産</b>	<b>19</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,125,268</b>
商標権	12	社債	145,000
ソフトウェア	6	長期借入金	979,800
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,090,036</b>	執行役員退職慰労引当金	39
関係会社株式	962,099	その他の他	428
出資金	4	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,537,325</b>
長期貸付金	1,126,040	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	13	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,054,804</b>
繰延税金資産	1,873	資本金	147,143
その他の他	6	資本剰余金	772,575
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,591,908</b>	資本準備金	772,574
		その他資本剰余金	1
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>217,937</b>
		その他利益剰余金	217,937
		繰越利益剰余金	217,937
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△82,852</b>
		評価・換算差額等	△221
		繰延ヘッジ損益	△221
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,054,582</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,591,908</b>

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	25,397	
金 融 収 益	13,019	
経 営 管 理 料	2,319	40,737
営 業 費 用		
金 融 費 用	12,850	
一 般 管 理 費	2,055	14,905
<b>営 業 利 益</b>		<b>25,831</b>
<b>経 常 利 益</b>		<b>25,831</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>25,831</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		145
法 人 税 等 調 整 額		176
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>25,510</b>

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	147,143	772,574	0	772,574	215,514	△82,384	1,052,847	26	26	1,052,874
当 期 変 動 額										
剰余金の配当					△23,086		△23,086			△23,086
当 期 純 利 益					25,510		25,510			25,510
自己株式の取得						△483	△483			△483
自己株式の処分			1	1		15	16			16
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)								△248	△248	△248
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1	1	2,423	△468	1,956	△248	△248	1,708
当 期 末 残 高	147,143	772,574	1	772,575	217,937	△82,852	1,054,804	△221	△221	1,054,582

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 林田 英治 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 芳 宏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 稻 吉 崇 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

代表取締役社長 林田 英治 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 芳 宏 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 吉 崇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびに新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イおよびロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取り組みは、同方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 笹 本 前 雄 ㊟

監査役(常勤) 黒 川 康 ㊟

社外監査役 伊 丹 敬 之 ㊟

社外監査役 大八木 成 男 ㊟

以 上

# 第13回定時株主総会会場ご案内図

■ 会場：東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

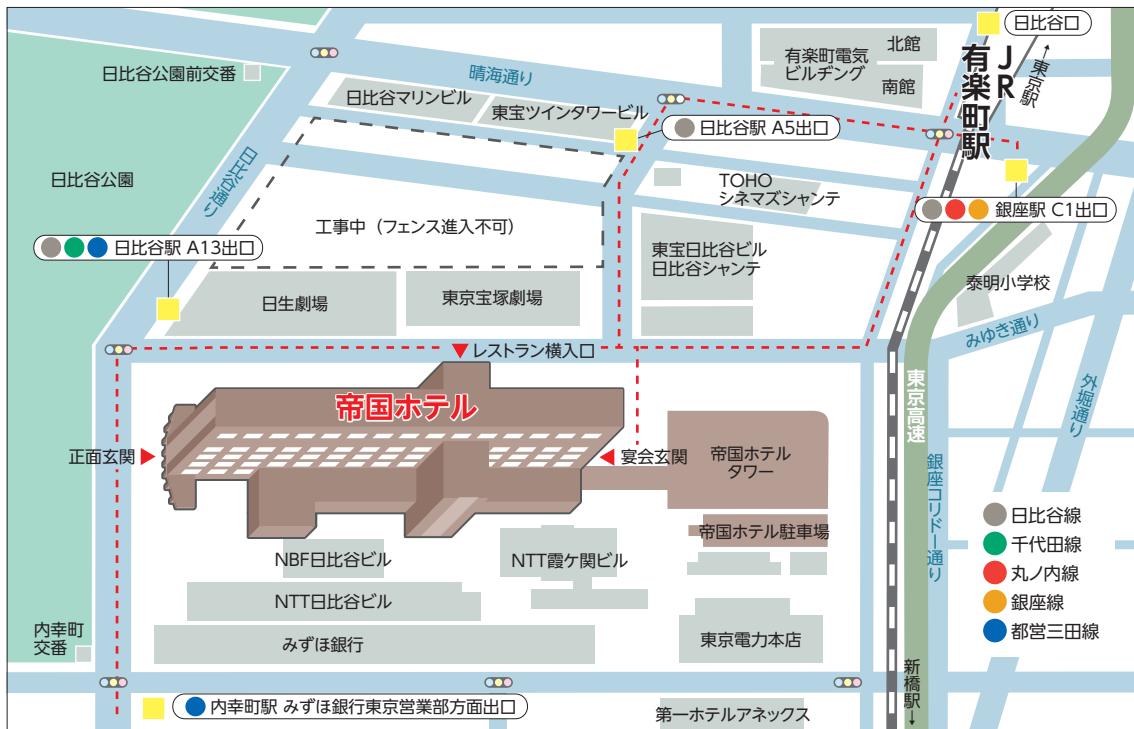
## 帝国ホテル 本館2階 孔雀の間

T E L 03(3504)1111(代表)

※午前9時開場を予定しております。

■ 下車駅：	J R	山手線・京浜東北線
	地下鉄	東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線 都営三田線 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線

有楽町駅	徒歩5分
日比谷駅	徒歩3分
内幸町駅	徒歩3分
銀座駅	徒歩5分



### (お知らせ)

- ・ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場をご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
- ・本総会会場は禁煙となっておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご出席いただきました皆様へのおみやげはご用意いたしておりません。予めご了承賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。